

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「福祉手帳」という。）の障害等級認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）45条2項の規定に基づき、平成28年12月22日付けで発行した福祉手帳の更新決定のうち、障害等級を3級と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、2級への変更を求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のとおり、請求人の精神障害の状態は障害等級2級に相当するものであるとして、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

本件診断書には、医者による病状や状態像について簡単にしか記載されていなかったが、生活能力の状態は「できない」や「援助があればできる」が多く、日常生活において食事摂取など家族や友人の助けがなければ成り立たないし、診断書の記載を素直に読み取れば2級相当の判断があつてしかるべきである。また、同

時期に申請した障害年金は、悪化を認め、2級相当の判断がされている。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 6月19日	諮問
平成29年 8月14日	審議（第12回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法45条1項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができることと定め、同条2項は、都道府県知事は、手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならない旨定めている。

(2) 法45条2項の規定を受けて、法施行令6条は、1項において、「政令で定める精神障害の状態」は、3項に規定する障害等級に該当する程度のものとし、3項において、障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の障害の状態については下記の表のとおりと規定し、また

2項において、手帳には障害等級を記載するものとしている。

記

障害等級	精神障害の状態
1 級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2 級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3 級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(3) 法45条4項は、手帳の交付を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、2年ごとに、同条2項の政令で定める精神障害の状態（上記(2)の表の1級ないし3級のいずれか）にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならないと規定する。

(4) また、法施行令6条3項が定める障害等級の認定に係る精神障害の状態の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）及び能力障害（活動制限）の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患（機能障害）の状態」（以下「機能障害」という。）と「能力障害（活動制限）の状態」（以下「活動制限」という。）の二つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている（「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。）及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。))。

法45条各項の規定により都道府県知事が行う事務は、地方自治法2条8項の自治事務であるところ（法51条の13第1

項)、判定基準等の各定めは、手帳の申請に対応する事務に関する地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言(いわゆるガイドライン)に当たるものであり、その内容も合理的で妥当なものとして解せられる。

(5) そして、法45条1項の規定を受けた法施行規則23条1号によれば、手帳の交付申請は、医師の診断書を添えて行うこととされ、このことは、同規則28条1項により、法45条4項の規定による手帳の更新の場合も同じとされているから、本件においても、上記(4)の「総合判定」は、提出された本件診断書により、その記載内容全般を基に、客観的になされるべきものと解される。このため、本件診断書の記載内容を基にした判断に違法又は不当な点がないければ、本件処分に取り消し又は変更をすべき理由があるとはできない。

2 次に、本件診断書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 機能障害について

ア 請求人の主たる精神障害として記載されている「うつ病 ICDコード(F32)」(別紙・1)は、判定基準等によれば「気分(感情)障害」に該当する。

「気分(感情)障害」による機能障害については、判定基準によれば、「高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が1級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が2級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」が3級とされている。

なお、判定基準によれば、気分の障害における「気分」と

は、持続的な基底をなす感情のことであり、情動のような強い短期的感情とは区別するものとされている（判定基準(1)・②・(a)）。

また、留意事項においては、「精神疾患（機能障害）の状態を判断するに当たっては、現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮する。」とされている（留意事項2・(2)）。

イ これを請求人についてみると、本件診断書によると、「発病から現在までの病歴及び治療内容等」欄には、別紙（3）のとおり記載されている。

また、「現在の病状・状態像等」欄（別紙・4）では、「抑うつ状態（思考・運動抑制、憂うつ気分、その他（睡眠障害））」及び「不安及び不穏（強度の不安・恐怖感）」に該当するとされている。

そして、「病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」欄（別紙・5）には、「人間関係でストレスがかかると、不安感、焦燥感が悪化する。」と記載されている。

ウ これらの記載によれば、請求人は、精神疾患を有し、機能障害の状態は、抑うつ状態に相当する抑うつ気分、不安感等が認められる一方で、現在の病状において強く出ているのは、対人関係のストレスに基づく短期的感情としての不安感等であると考えられ、これらの症状は「持続したり、ひんぱんに繰り返したりする気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期」とは区別されると思料される。

また、おおむね過去の2年間の状態として、通院治療が継続して行われており（別紙・3）、入院を必要とするような著しい病状の悪化又は重篤な病状についての具体的な記載も認められない。

そうすると、請求人の機能障害の程度は、就労が不安定であるなど、通常の世界生活を送るには一定の制限を受けると考えられるものの、基本的な日常生活活動を行うことができないほど症状が著しいとまでは判断し難く、判定基準等によると、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」として、障害等級3級に該当すると判断するのが相当である。

(2) 活動制限について

次に、請求人の活動制限についてみると、本件診断書によれば、「日常生活能力の程度」欄（別紙・6・(3)）の記載の中では、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」が選択されており、この記載のみからすると、留意事項3・(6)の表によれば、請求人の活動制限の程度は、おおむね障害等級2級の区分に該当し得る。

また、日常生活あるいは社会生活の具体的な支障の程度について判定する「日常生活能力の判定」欄（別紙・6・(2)）では、8項目中2項目が「おおむねできるが援助が必要」と、4項目が「援助があればできる」と、2項目が「できない」とされ、生活能力の状態の「具体的程度、状態像」欄（別紙・7）には、「日常生活においても多くの援助が必要である。」との記載がある。

しかし、本件診断書において、日常生活能力の状態又は日常生活等の場面において、どのような援助をどの程度受けているかについての具体的な記載は認められないほか、「現在の生活環境」欄（別紙・6・(1)）は「在宅」とされ、「現在の障害福祉等サービスの利用状況」欄（別紙・8）は「なし」とされている。

そうすると、請求人は、障害福祉等サービスを受けることな

く、外来通院や在宅生活を維持しているものと認められ、上記(1)で検討した機能障害からしても、精神症状による日常生活への影響が著しいものとまでは認め難い。

以上のことから、請求人の活動制限の程度は、判定基準等に照らし、障害等級のおおむね3級程度に該当すると判断するのが相当である。

(3) 総合判定

請求人の障害等級について、上記(1)及び(2)で検討した機能障害と活動制限とを総合して判定すると、請求人の障害程度については、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」(2級)に至っているとまでは認められず、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」として障害等級3級に該当するものと判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記(第3)のとおり主張し、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解されるが、上記(1・(5))のとおり、障害等級の認定に係る総合判定は、申請時に提出された診断書の記載内容全般に基づいて客観的になされるべきものであり、本件診断書によれば、請求人の症状は、判定基準等に照らして障害等級3級と認定するのが相当であることは、上記(2・(3))記載のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

4 なお、請求人は、「障害年金は、悪化を認め、2級相当の判断がされている。」(第3)と主張した上で、本件審査請求書に、平成29年2月7日付けで厚生労働大臣が請求人宛てに発出した「障害基礎・障害厚生年金の障害の状況」と題する書面を添付している。そして、当該書面には「障害の等級」として「2級16

号」との記載がある。

この点、法施行規則 23 条 2 号によれば、精神障害を支給事由として国民年金法による障害基礎年金等の給付を現に受けている者は、福祉手帳の交付申請に当たり、同条 1 号に規定する医師の診断書ではなく、当該年金給付を現に受けていることを証する書類（年金証書等）の写しを添付することができるとされており、これは、法施行規則 28 条 1 項の規定により、法 45 条 4 項の規定による更新申請の場合も同様である。

しかし、本件申請は、医師の診断書（本件診断書）を添付することにより行われたことは明らかであるから、請求人の障害等級の認定に係る総合判定は、本件診断書に基づき行われるべきものであって、将来的な福祉手帳の交付申請において、請求人が障害基礎年金の受給を証する書類の写しを提出することにより、福祉手帳の障害等級認定の変更を求める根拠となる可能性はあるとしても、そのことは上記（3）の結論を左右するものとはならない。

したがって、請求人の上記主張には、理由がない。

5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお付言するに、請求人の主張によれば、請求人は障害年金 2 級を有しており、本件審査請求において、福祉手帳の障害等級 2 級への変更を求めている。したがって、当審査会としては、請求人は、福祉手帳の障害等級 2 級への変更を求めるに際し、年金証書等の写しを添付

して障害等級変更の申請を改めて行うことが適当であると考える。

また、処分庁に対し、申請人から上記の変更申請の提出を受けた場合には、これに対し速やかに認定事務の処理を行うべきことを要望する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、窪木登志子、筑紫圭一